

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会
第1回宿泊・衛生専門委員会 議事録（概要）

1 日時

平成30年(2018年)4月27日(金) 14:00~15:50

2 場所

滋賀県大津合同庁舎7階 7-D会議室

3 出席委員（五十音順、敬称略）

岡本 茂胤、小田 隆司、小野寺 和徳、北川 宏、北川 義治、木屋 博隆、小西 眞、
辻 浩司（代：鍬田 千草）、内藤 慎吾、人見 昌宏、古田 益夫（代：我藤 一史）、
松波 典代、三橋 進（代：田中 充）、山本 清藏、吉成 永部、
渡辺 千春（代：富田 文博）
（委員数 16名出席）（欠席 岩川 裕美、嶋村 清志、林 宏一、福永 亮順、松田 千春）
（事務局：中嶋事務局長、事務局職員5名）

4 配付資料

別添のとおり

5 会議概要

（1）委員長・副委員長の選出について

「専門委員会設置規程」第3条第2項に基づき委員互選により、委員長に山本清藏委員が、副委員長に小西眞委員が選出された。

（2）会議の公開等について

※事務局から、会議の公開方針（案）、傍聴要領（案）を説明。原案どおり承認。

【質疑】

（委員）

広く県民の皆さんに情報公開していこうという基本的な考えを述べていただいたが、傍聴人の定員を10名に制限することについて違和感を覚える。会場によって一定の制限をすることもやむをえないと考えるが、その認識をお聞かせいただきたい。

（事務局）

定員10名については、特段考えがあるわけではない。ご指摘のとおり、議事の内容によって多くの方がご興味を示されるような内容であるときは、委員長と相談したうえで、適時改めてお諮りをしたいと考えている。目安として10名ということである。

（委員）

傍聴に関する遵守事項で委員長が認めた以外は、写真撮影、録画などは行わないとあるが、

委員長が、事前に申請したものについて認めるという考えか。途中で写真撮影等をしたときは、どのように認めるのか。

(事務局)

傍聴される場合は、傍聴要領を確認いただき遵守していただくこととしている。写真、録画等の要望については、事前に委員長にお諮りし、承認を得ることとしている。したがって、原則、途中からの写真、録画等についてはないものと認識している。

(3) 説明事項

※事務局から、

「(1) 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の概要および第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会に係る開催準備経過について」「(2) 宿泊・衛生の業務の実施状況について(2017 愛顔つなぐえひめ国体・大会より)」「(3) 宿泊・衛生専門委員会について」を説明

【質疑・提言】

(委員)

馬事衛生の関係で馬術競技は県外開催になるという状況を聞いているが、現状はどうなっているのか。また、今までの障害者のスポーツの事例で、盲導犬等の介助犬への対応はどうなっているのか。

(事務局)

馬術競技の会場地の選定については、県内では国民体育大会(以下「国体」という)を開催できる会場地はない、という状態である。2月の県議会でも、県外開催の調整を行っていききたいと報告したという状況である。

(委員)

障害者スポーツ協会の立場から、滋賀県の選手団では、ここ二十数年は盲導犬を連れて行ったことはない。ただ、宿舎等で盲導犬を同伴していることはたくさん見かける。基本的には盲導犬はペットではなく仕事をしているという認識である。仕事では衛生の部分については、おむつをしていてそれを取り替える。排泄の処理等については、問題になることはそう起こらないと認識している。

(委員)

会場には、盲導犬等の身体障害者補助犬は連れて行けないという状況か。

(事務局)

問題なく、会場に連れて行ける。

(委員)

馬事衛生では出場馬の健康管理等をするが、会場に連れてこられる盲導犬等の健康管理などは、先催県での全国障害者スポーツ大会(以下「全スポ」という)では実施されてこなかったのか。

(事務局)

調査した上で、後日回答させていただく。

(委員)

国体と異なり、全スポでは選手団が全員一緒に行き、一緒に泊まって、一緒に帰ってくる。国体以上に宿舎等の動きが過密になり、基本的には全スポでは全てを計画輸送で動かす。そのため、宿舎から競技会場まで行くのに非常に早い時間から計画輸送バスで会場に向かうこととなるため、朝食を早い時間に準備してもらう必要がある。これまで宿舎に行くと朝食の準備について対応できないと言われたことが複数回あった。そのようなことがないように、今後検討していただきたい。

(委員)

当専門委員会の委員については、医療の関係は医師会、看護協会、薬剤師会、保健師会の方が参画しているが、救急等に関しては病院も大きく関係する。病院協会にも当専門委員会の委員として、協力をお願いしてはどうか。

(事務局)

本県の準備委員会の総会、常任委員会のメンバーの中には病院協会様には御参画いただいている。また、事務局からも情報提供については随時させてもらう。

(委員)

救護スタッフののべ人数が非常に多いが、病院に依頼をして現役看護師で対応していただくことになるのか。潜在看護師の活用は考えていないということか。

(事務局)

基本的に会場地市町の病院の方で対応することが原則である。

(委員)

大きい医療機関がある市町もあれば、なかなか地域医療が困難な地域もあり、医療スタッフの人員には格差がある。国体の会場地も決まってきている状況の中で、各市町任せにすることなく、医療スタッフの全体的な調整は、最終的に県で行われることになると思うが、バランスよく配置をお願いしたい。

(事務局)

医療スタッフだけでなく、宿泊の施設数についても同様の事が言える。できる限り均等に、バランス良く配置をできるように検討を重ねてまいりたい。

(委員)

医療体制のところで、薬剤師の関与は医薬品の配分だと理解しているが、愛媛県の例では、薬剤師の参画というよりも医薬品等の準備ということで理解をしてよいか。

(事務局)

薬剤師が関わるのは医薬品等の準備であると考えられ、現時点では薬剤師が会場地に行っていただくことは想定していない。

(委員)

国体・全スポにおいて医療スタッフを配備するにあたり、会場地市町の開業医の協力だけでは限度がある。このことから、市民病院等の医療機関にも協力をお願いすることになると思うので、再度になるが、病院協会に委員等へ参画してもらうことも必要であると考え。また、当委員会には歯科医師会が参画されていないが、歯の損傷、外傷は競技中に起こることが想定され、この場合、歯科医でなければ対応ができない。このため、歯科医師会にも委員として参画してもらった方がよいのではないかと。

(事務局)

病院協会・歯科医師会、両団体とも開催準備委員会の総会の委員として御参画いただいている。今後、部会の医事衛生部会の立ち上げも検討しており、そちらに御参画をお願いして、より専門的なアドバイスをいただくということも、今後検討していきたい。

(委員)

宿泊はどのように手配をしていくのか、具体的な部分を教えてもらえないか。

(事務局)

実際の配宿を行うにあたっては、先催県では開催の2年前もしくは3年前に合同配宿センターというものを立ち上げており、県と会場地市町が経費を分担して、業者に委託している。配宿では、合同配宿センターから誰をどの宿に配宿するかを決めていく体制となっている。本県においても、合同配宿センターを立ち上げる想定をしている。

(4) 審議事項

※事務局から、 「(1) 宿泊基本方針(案)」を説明。原案どおり承認。
--

【質疑】

(委員)

全スポはあてがわれた宿舎に泊まらなければならないが、宿舎の選択権はない。その中で最近宿泊単価が高くなっている。1泊するのに15,000円以上することも事例として多くある。国体の宿舎は、自由に選択することができるのか。

(事務局)

国体に関しては、競技もたくさんあり会場地も点在している。基本的には会場地に近い宿舎に泊まるということで、配宿センターで斡旋をした宿舎に泊まる。ただ、原則は会場地市町内の宿舎で宿泊するということになるので、市町の状況によっては宿舎の数も限られるところもあり、選択肢が豊富にあるということではないと認識している。宿舎の状況や選手団の人数によっては、変更等ができる場合があるが、配宿センターでの斡旋が基本ということになる。

(委員)

大会期間に泊まる宿舎の価格が、ホテルのホームページに載っている宿泊価格よりはるかに高いことがしばしばある。価格の設定について良心的な設定をお願いしたい。

(事務局)

値段に関して、それぞれの旅館・ホテルとランクごとに協定料金というものがある。先催県の事例では、3,000円程度から16,000円程度まで500円刻み位でランクが分かっていたようである。その期間は国体・全スポだけで全て押さえているわけではなくて、当然一般のお客様も宿泊されるという事情もあり、どの程度国体・全スポに客室を割いていただくのかを検討することが必要になる。料金については、選手・監督等にとっては当然安い方が良いということを希望として、関係団体とも十分協議していきたい。

(委員)

説明資料には、国民体育大会を「国体」、全国障害者スポーツ大会を「全スポ」と呼ぶと書いてあったが、審議事項の方針の中では、「全国障害者スポーツ大会、(以下「大会」という。)」と書いてある。これは非常にややこしいと感じるが、統一できないか。

(事務局)

「全国障害者スポーツ大会」の呼び方は都道府県によって異なる。ご指摘のとおり、「全スポ」といった方が分かりやすいが、多くの都道府県の基本方針には、国民体育大会を「国体」、全国障害者スポーツ大会を「大会」という文言が見られる。当専門委員会でご審議頂く方針についても全国障害者スポーツ大会を「大会」という文言で統一させていただきたい。

(委員)

1の(2)に、「…収容が困難な場合は、…公共施設、寮、保養所、寺院、民家等…を利用する。」とあるが、有料の寝具等を提供すると旅館業法の許可がいるのではないか。許可なしにこうした施設を利用することを促進するということか。

(事務局)

有料の提供であってもおそらく実費程度ということで、「業」というものにはあたらないと考えているが、その部分は改めて民泊法や旅館業法との関係から整理をさせていただく。基本は参加者にはそれぞれ会場地市町に泊まってもらうことを第一で考えており、会場地市町内に宿泊施設が不足する場合には、近隣市町の旅館等への配宿を考えている。

※事務局から、

「(2) 医事・衛生基本方針(案)」を説明。原案を一部修正(委員長に一任)することで承認。

【質疑】

(委員)

国体と全スポを同じ位置づけで方針を立てるのであれば、「5 馬事衛生」の中で、いわゆる盲導犬、介助犬等の補助犬の健康管理に関する文言を盛り込むことができないか。具体的には、「傷病の発生に速やかに対応できる医療体制を整える」とあるので、これは馬だけでなく、盲導犬、介助犬等の補助犬についても適用する旨を示す文言にできないか。

(事務局)

先催県の方針や状況を確認しながら、馬事衛生の項目において、盲導犬、介助犬等の補助犬について、動物衛生の観点から検討させていただき、委員長とも相談させていただいたう

えで、文言の追加について検討したい。

(委員)

全スポにおいては障害を悪化させない予防分野が重要であるとする。例えば、体温調整ができない人が暑い場所や寒い場所に長時間いると倒れてしまう事例がある。方針の中で、医師や看護師等の医療関係者の方々に再認識してもらおう意味で、「障害の特性に配慮し、障害の悪化を予防する知識の普及を図る」、等の文言を盛り込むことができないか。

(事務局)

文言については改めて検討するが、「1 医療救護」の部分に例えば「障害特性に応じた知識の普及および意識の一層の啓発を図る」等の文言を追加することを検討したい。

(委員)

障害者の方の医療救護は、障害の特性によってさまざまな対応が考えられる。このことから、普段から障害者の方の医療を対応されている医療関係者を医療スタッフの中に入れるべきであるとする。そのような体制づくりを今後、先催県等との状況を確認しながら対応をお願いしたい。

(事務局)

全国障害者スポーツ大会の場合は、障害の種別や程度を問わずさまざまな方が参加する。実際に選手を派遣される障害者スポーツ協会等に意見を聞きながら、具体的に検討していきたい。

原案を委員の提案をもとに、一部文言を追加し、委員長と協議の上、委員に確認いただく旨、各委員了承。

(5) その他

※事務局から、委員の任期について説明

【質疑】なし

(以上)